### 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 福岡県弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士

氏 名 清田 知孝

登録番号 39449

事務所 福岡県福岡市中央区天神4-6-7 天神クリスタルビル12階

リーガルジャパン法律事務所

- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日 平成31年4月8日

平成 31 年 4 月 15 日 F

日本弁護士連合会

## 裁決の公告

東京弁護士会が平成30年11月28日に告知した同会所属弁護士江口公一会員(登録番号21159)に対する懲戒処分(業務停止3月)について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成31年4月8日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成31年4月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

平成 31 年 4 月 12 日

日本弁護士連合会

### 裁決の公告

京都弁護士会が平成29年10月8日に告知した同会所属弁護士岡本弘恵(職務上の氏名 和賀弘恵)会員(登録番号50035)に対する懲戒処分(戒告)について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成31年4月8日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成31年4月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

平成 31 年 4 月 12 日

日本弁護士連合会

#### 裁決の公告

第二東京弁護士会が平成28年4月25日に告知した同会所属弁護士新保義隆会員(登録番号21768)に対する懲戒処分(業務停止1月)について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成31年4月8日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成31年4月12日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第3号の規定により公告する。

平成 31 年 4 月 12 日

日本弁護士連合会

### 企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、 次のとおり公告します。

- 1. 企業年金基金の名称 川島織物セルコン企業 年金基金
- 2. 事務所の所在地 京都府京都市左京区静市市 原町265番地
- 3. 実施事業所の名称及び所在地 株式会社川島 織物セルコン 京都府京都市左京区静市市原町 265番地
- 4. 解散の理由 確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第1項による。
- 5. 解散の許可があったものとみなされた事項 当基金の事業主が規約型企業年金を実施するこ との承認を受け、当基金の加入者等に係る給付 の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金 の事業主に移転・承継すること。
- 6. 解散の認可があったものとみなされた年月日 平成31年4月1日

令和元年5月8日

京都府京都市左京区静市市原町265番地 川島織物セルコン企業年金基金

理事長 能登 :

## 企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に 基づく法第85条第1項により、厚生労働大臣の認 可を受け基金の解散の認可があったものとみなさ れたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基 づき次のとおり公告します。

- 1. 清算人氏名 能登 誠
- 2. 住所 京都府京都市左京区静市市原町265番 地

令和元年5月8日

京都府京都市左京区静市市原町265番地 川島織物セルコン企業年金基金 理事長 能登 誠

# 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢約60歳の男性、身 長約172cm、痩せ型、全身腐敗、ミイラ化して おり臓器一部残存、骨折・体液なし、小腸・大 腸に一部出血を認める、歯の治療痕有り

上記の者は、平成30年10月18日午後 0 時39分、 大阪府茨木市大字安威主要地方道茨木亀岡線(府 道46号線)桑原大橋南詰高架下にて発見され、行 旅死亡人として、平成31年2月12日に茨木警察署 から連絡があったものです。

上記の人骨は、検視の上、火葬に付し、遺骨は 茨木市斎場に保管してありますので、心当たりの ある方は茨木市福祉事務所生活福祉課までお申し 出ください。

令和元年5月8日

大阪府

茨木市福祉事務所所長 澤田 信一

## 会社その他の公告

## 解散公告

以内にお申し出下さい。債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月億条の決議により解散いたしましたので、当社に当社は、平成三十一年三月三十一日開催の株主

ら除斥します。なな、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年五月八日

代表清算人 米倉 紘一桑島ビル一階 株式会社ワイ・テック札幌市豊平区月寒西一条九丁目一番二五号

#### 解款公告

お申し出下さい。 有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に 決議により解散いたしましたので、当社に債権を 当社は、平成三十一年三月三十一日株主総会の

ら徐斥します。なな、右期間内にお申し出がないときは清算か

令衔元年五月八日

北海道室蘭市中島町一丁目二三番七号

株式会社小野寺商会

代表清算人 小野寺芳子

### 解散公告

以内にお申し出下さい。債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月億権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月総会の決議により解散いたしましたので、当社に、平成三十一年三月三十一日開催の株主

ら徐斥します。なな、右期間内にお申し出がないときは清算か

令阳元年五月八日

代表青草人 対馬 簽多株式会社日本ソリューション札幌市中央区北二条西一丁目一〇番地

#### 铎抜公吉

内にお申し出下され。権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以会の決議により解散いたしましたので、当社に債当社は、平成三十一年四月三十日開催の株主総

ら除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年五月八日

仙台市泉区南光台二丁目二三番一五号

有限会社ヤマキ

清算人 鎌田 厚司

#### 解散公告

がないときは清算から除斥します。内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以当法人は、解散いたしましたので、当法人に債

令和元年五月八日

清算人 会沢 一特定非営利活動法人まごころワーク海島県いわき市内郷高野町石畑二五番地の一